

【消防法施行令別表第一（抜粋）】

項別		防火対象物の用途
1 項	イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場
	ロ	公会堂または集会場
2 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗
	ニ	カラオケボックス、ネット・コミックカフェ、テレクラ等
3 項	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4 項		百貨店、マーケット、物品販売店舗
5 項	イ	旅館、ホテル、宿泊所
	ロ	寄宿舎、下宿または共同住宅
6 項	イ	病院、診療所など
	ロ	通所施設を除く要介護状態にあるものを入居させる社会福祉施設、有料老人ホームなど
	ハ	主に通所施設の老人福祉施設、児童養護施設、保育園など
	ニ	幼稚園または特別支援学校
7 項		小学校、中学校、高等学校、大学など
8 項		図書館、博物館、美術館など
9 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場（サウナ）など
	ロ	上記以外の公衆浴場
10 項		車両停車場、船舶若しくは航空機の発着場
11 項		神社、寺院、教会など
12 項	イ	工場または作業場
	ロ	映画、テレビスタジオ
13 項	イ	自動車車庫または駐車場
	ロ	飛行場または回転翼航空機の格納庫
14 項		倉庫
15 項		全各項に該当しない事業場、事務所など
16 項	イ	複合用途防火対象物（1 項～4 項、5 項、6 項または9 項イの用途に供されているもの）
	ロ	イに掲げる防火対象物以外の複合用途防火対象物
17 項		重要文化財など
18 項		延長50m以上のアーケード
19 項		市町村長が指定する山林
20 項		総務省令で定める舟車